

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第19条の3の規定に基づき改善命令を行いました。

平成30年9月11日

京都市長 門川大作

1 名称 田村 純一

2 所在 大阪府茨木市目垣二丁目2番33号 宮本コーポ101号

3 命令内容

- (1) 京都市西京区大原野出灰町117番地他の土地に堆積（保管）している産業廃棄物（廃プラスチック類，木くず，ガラス・陶磁器くず，がれき類及びこれらの混合物）について，法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に従って全量撤去すること。
- (2) 上記（1）の撤去を行う間，産業廃棄物が飛散，流出しないよう法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に従った措置を講じること。

4 命令年月日 平成30年9月6日

5 着手期限 平成30年9月20日

6 履行期限 平成31年3月5日

（環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課）